

第一百三十六回 参議院運輸委員会会議録

第五号

平成八年三月二十八日（木曜日）午後二時開会

三月二十五日 委員の異動
北岡 秀二君 辞任

三月二十六日 中島 真人君 辞任
鈴木 政二君 補欠選任

三月二十七日 栗原 君子君 辞任
山口 哲夫君 補欠選任

三月二十八日 清上 貞雄君 辞任
栗原 君子君 補欠選任

寺崎 昭久君 橋本 聖子君 補欠選任

寺崎 昭久君 橋本 聖子君 補欠選任

寺崎 昭久君 鹿熊 安正君 補欠選任

寺崎 昭久君 鹿谷 龍二君 補欠選任

寺崎 昭久君 河本 鈴木 補欠選任

寺崎 昭久君 橋本 鈴木 補欠選任

寺崎 昭久君 橋本 鈴木 補欠選任

寺崎 昭久君 吉川 泉 補欠選任

寺崎 昭久君 戸田 邦司君 補欠選任

出席者は左のとおり。
委員長 理事 委員

○委員長（寺崎昭久君） 本日の会議に付した案件
○踏切道改良促進法の一部を改正する法律案（内
閣提出、衆議院送付）

○委員長（寺崎昭久君） ただいまから運輸委員会
を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

去る二十五日、北岡秀二君及び中島真人君が委

員を辞任され、その補欠として鈴木政二君及び岡
部三郎君が選任されました。
また、昨二十七日、清上貞雄君が委員を辞任さ
れ、その補欠として村沢牧君が選任されました。

○委員長（寺崎昭久君） 以上で趣旨説明の聽取は
終わりました。

○委員長（寺崎昭久君） 踏切道改良促進法の一部
を改正する法律案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取をいたします。

○國務大臣（龜井善之君） ただいま議題となりま
した踏切道改良促進法の一部を改正する法律案の
提案理由につきまして御説明申し上げます。

踏切事故の防止及び交通の円滑化を図るため、
政府といたしましては、昭和三十六年に制定され
ました踏切道改良促進法に基づき、踏切道の立体
交差化、構造改良あるいは踏切保安設備の整備を
進めてきたところであります。本法に基づく踏切
道の改良は、五十年間に改良すべき踏切道を指定
して行われるものであります。本法に基づく踏切
道の数が膨大に上るため昭和四十一年度以降、
六度にわたって改正され、改良すべき踏切道を指
定することができる期間が延長されてまいりまし
た。

このような措置により、踏切道の改良が促進さ
れ、踏切事故も逐年減少傾向を示しておりますが、
なお、平成六年度において踏切事故件数は五百四
十件を数え、三百七十名の死傷者を生じております。
この種の事故は一たび発生すると重大な結果
をもたらすおそれがあり、また、現在においても
改良の必要な踏切道がなお残されている状況にか
んがみ、踏切道の改良をさらに促進するため、本
法を改正して踏切道の改良措置を講ずる期間を平
成八年度以降さらに五十年延長しとするもの
であります。

以上がこの法律案を提案する理由であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛成くだ
さいますようお願い申し上げます。

○委員長（寺崎昭久君） 以上で趣旨説明の聽取は
終わりました。

これより質疑に入ります。
質疑のある方は順次御発言願います。

○横尾和伸君 平成会の横尾和伸でございます。
公共投資基本計画の趣旨を読みますと、現在、

この十カ年計画で高らかに掲げて公共投資を進め
ているわけでござりますけれども、その趣旨は国
民が真に豊かさを実感できるという観点から社会
資本を整備していく、こういう趣旨でございます
けれども、私も、そういう意味で国民が真に豊
かさを実感できるという観点から、いわば生活者
の観点から日常生活感じていることを一点だけまず先
にお伺いしたいと思うんです。

これはカーブミラーに関するご質問です。
ども、直線部分を想定していただければ結構なん
ですが、踏切のところでいつも私はよく感じるこ
とがあるんです。それは直角に交わっているよう
な、あるいは交差点というかどうか知らないです
けれども踏切の地点で、運転免許を取るときには
いつも必ずかなり厳しく、右見て左見てドアをあけ
て警報機の音を聞いてと、前方を確認してといふ
ような、そんなことだったと思いませんけれども、
右見て左見ても左右の見通しがきかないところが
かなり多いんです。

道が並行して走っているようなところだと割合
見通しはいいんでしようけれども、民家やビルが
密集しているようなどころですと、左右の確認は
一応しなきやいけないことになつていてるけれど
も、左右見たって何も見えないところも多
いと思うんです。直線部でそいつたところがか
なりあって、実際、私も運転している立場で非常
に見通しが悪い、ここにカーブミラーがついたら
いいなというようなことを経験することが非常に
多いんです。
そういう意味でこの踏切道でのカーブミラーの
効用について運輸省のお考え、あるいは道路の

管理者から建設省になるのか、どちらか、あるいは両方でも結構ですが手短に効用についてお伺いしたいと思います。

○政府委員(梅崎壽君) 踏切道に取りつけられておりますカーブミラーは、今御指摘のとおり私も同じような認識でございまして、鉄道線路の見通しの悪い場所に設置することによりまして、踏切を通行する者が一たん停止した際にミラーによりまして列車の接近を確認することができる、こういうところから踏切の事故の防止に効果があるものと考えております。

○横尾和伸君 時間が足りないので、済みませんが運輸省のお答えで代表させていただきます。

アーマーの語源ですね、語源は問題じやないんですが、カーブのところにつくからカーブミラーなのかな、面が球面だからカーブミラーと、それはどうでもいいんですけれども、直線のところの問題、カーブしているところを見にくいつうところはもう当然やつてらっしゃると思うんですけども、そうでない直線部分でも、線路上に乗れば左右は直線だとよく見えるんですね、乗つかったところでは余り左右を見てもかえって危険なわけでして、乗つかる前に踏切の手前で左右が見渡せなきやいけない、そういう意味でござります。

そういう意味で、カーブミラーの設置状況、これ相当な数の踏切になると思いますから正確な数字はともかく、どのくらい設置されているのか、お伺いしたいと思います。

○政府委員(梅崎壽君) 踏切道におきますカーブミラーの設置の状況でございますが、具体的な数量につきましては、申しわけございませんが現在の段階で把握いたしておりません。

一般的な状況から申し上げますと、遮断機など保安設備がある踏切道にも一部設置されておりますけれども、多くは保安設備が設置されておらない踏切道すなわち第四種の踏切道に設置されてい

ることが多いというぐあいに私ども理解しております。

○横尾和伸君 保安設備があつても、必ずしも保安設備があるところでは左右を確認しないでいいんだということはないですね。運転免許を取るときにそういうところに丸でもつけると落とされるてしまうわけです。だから、どんな警報機なり遮断機がついていても左右は確認するといふことが必要なわけですから、確認できないところではやっぱりできるようるのが行政だと思うんであります。そういう意味で、先ほど言われました警報機、遮断機があるなしにかわらず、見えなきやいけないところには見えるようにするという観点が必要だと思うんです。

私は、多くは福岡県内で体験していることなんですが、これは福岡県だけではなくて東京でもほかの県においてもそれなりに感じております。全国の問題ではないかと思うんです。そういう意味で、カーブミラーの設置をもっと積極的、計画的に図るべきと思うんですけれども、これは大臣に

基本的なお答えをお伺いしたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○国務大臣(鷹井善之君) いろいろ委員から御指摘のように、カーブミラーがいかに必要であるか、このことは全く同感でございます。そのような観点に立ちまして、今後、道路管理者あるいは公安委員会等の関係機関と十分調整を図りつつ、その促進に前向きに検討してまいりたい、このように考えております。

○横尾和伸君 これは生活実感から出た意見でございます。進め方はいろいろあるかと思うんであります。この法律では、場所を指定してということでかなり手続も大変かもしれません。カーブミラーが必ずしもこの制度に乗るのかどうか、私自身は

そのことにこだわるというよりも実際に進められるということが多い大だと思いまして、ぜひカーブミラーの必要な箇所への設置促進を主張し、またお願いしたいと思います。

次に、踏切事故防止総合対策、いわゆる五カ年

計画ですね、これは五ヵ年計画という名前でよろしいのかどうか、現在、今年度まで生きていく分と来年度から生きる分と両方、私見比べてみたんですけれども、文言的にはほとんど変化がないんです。文字数は数えておりませんけれども、大体九五%ぐらいは文字も同じじゃないかと思うんです。今回この計画の更新との関係で法律の改正をしてその更新をしなきゃいけないのかどうか、どういった位置づけになつてあるのか、経企庁にお伺いします。

○説明員(覚隆夫君) 委員お尋ねの公共投資基本計画におきましては、主要な施策といたしまして、交通安全施設の整備を進めること、また交通渋滞の緩和、利便性の確保等に向けて、地域の日常的モビリティーを支える地域交通基盤の整備を促進すること等を掲げてございます。踏切道の改良につきましては、公共投資基本計画のこうした方向に沿つたものと認識いたしております。

○横尾和伸君 沿つたものというか、明確にこの基本計画の中にうたわれているんでしょうか。

○説明員(覚隆夫君) 委員御指摘のように、踏切道という言葉そのものは出てまいりませんけれども、踏切道の改良にかかる公的支出等々につきましては、公共投資の概念に含まれるものと考えております。

○横尾和伸君 公共投資基本計画、平成七年から十カ年間で六百兆ですか、ある意味では大変な決意であり大変な数字でもあるわけですから、踏切道のこれまでの予算の実績を見てみると随分元気がないなという気がするんです。

道路におきましても、また鉄道の側からしましても、概略の数字は私手元にあるんですけど、ちょっと元気がないよう思つてますけれども、予算の重点的な確保は行われてきたのかどうか、端的にお答えをいただきたいと思うんです。道路と鉄道と両方お願いいたします。

○説明員(木下博夫君) 御質問ございました踏切道のうち道路法による道路にかかる踏切道につきまして踏切事故防止総合対策を実施するための手段の一つでございまして、五ヵ年間のうちに改良を必要とする踏切道につきまして、本法による指定を行うことによりまして立体交差化、構造改良、それから保安設備の整備を義務づけ、その確実な実施を図ろうというものですございます。

○横尾和伸君 そういうことで位置づけがなされたということで理解いたします。

この計画も含めて、冒頭に申し上げましたけれ

ども、公共投資基本計画の中にこの踏切道の改良についてはこの単語は出てこないものですから、また基本計画そのものは抽象的な表現が多いものですから、入っているのかどうか探してみたんですけども、確かに道路の側から入つていて、それでいるよう入つてないような位置づけになつてあるのか、経企庁にお伺いします。

○説明員(覚隆夫君) 委員お尋ねの公共投資基本計画におきましては、主要な施策といたしまして、交通安全施設の整備を進めること、また交通渋滞の緩和、利便性の確保等に向けて、地域の日常的モビリティーを支える地域交通基盤の整備を促進すること等を掲げてございます。踏切道の改良につきましては、公共投資基本計画のこうした方向に沿つたものと認識いたしております。

○横尾和伸君 沿つたものというか、明確にこの基本計画の中にうたわれているんでしょうか。

○説明員(覚隆夫君) 委員御指摘のように、踏切道という言葉そのものは出てまいりませんけれども、踏切道の改良にかかる公的支出等々につきましては、公共投資の概念に含まれるものと考えております。

○横尾和伸君 公共投資基本計画、平成七年から十カ年間で六百兆ですか、ある意味では大変な決意であり大変な数字でもあるわけですから、踏切道のこれまでの予算の実績を見てみると随分元気がないなという気がするんです。

道路におきましても、また鉄道の側からしましても、概略の数字は私手元にあるんですけど、ちょっと元気がないよう思つてますけれども、予算の重点的な確保は行われてきたのかどうか、端的にお答えをいただきたいと思うんです。道路と鉄道と両方お願いいたします。

○説明員(木下博夫君) 御質問ございました踏切道のうち道路法による道路にかかる踏切道につきまして踏切事故防止総合対策を実施するための手段の一つでございまして、五ヵ年間のうちに改良を必要とする踏切道につきまして、本法による指定を行うことによりまして立体交差化、構造改良、それから保安設備の整備を義務づけ、その確実な実施を図ろうというものですございます。

○横尾和伸君 そういうことで位置づけがなされたということで理解いたしました。

この計画も含めて、冒頭に申し上げましたけれ

に若干でございますが構造改良関係のお金も持っておりますが、事業費で整理させていただきますと、現在出させていただいています八年度予算で事業費ベースで約一千八百五十億円ぐらいを私も用意させていただいております。最近五年間の平均伸び率が約三%でございますが、ちなみに道路予算全体もほぼそのぐらいでございます。

ただ、伸び率がほぼ一緒だからということでお々決して軽視しているわけではございませんで、最近、建設省などの各事業は、それぞれの地域の要望といいますと、例えば都市部におきましては下水道等は整備されており、逆に言えば、今御指摘ございましたように、市街地部分についても踏切道を中心とした交通渋滞その他の解消対策に我々としては大変力を入れておりますので、全国的にならしますと平均伸び率でございますが、地域的にはそれなりの配慮をしてやつておる、こう思っております。

○政府委員(梅崎壽君) 保安設備につきまして私

どの方で予算措置を講じておりますが、保安設備の整備率はこの法律が最初に制定されました昭和三十六年、当時は全踏切道に対しまして十数%程度の整備の状況でございました。これが平成六年度末におきましては約八五%、こういうぐあいに達しております。

保安設備に関する私どもの補助予算、平成八年

度の政府案におきましては二億四千万という、道

路に比べますと大変少ない予算でございますが、

○横尾和伸君 それなりに頑張っているという御

趣旨だったと思いますけれども、今回の踏切道の改良促進は、法律にもありますように踏切事故の防止、交通の円滑化、そして、先ほどもお答えいたしましたように公共投資基本計画の中に明確に位置づけられている。公共投資基本計画も非常に元気のある計画である。

こういう中で、今お答えいただいたのは、例え

ば建設省道路予算ですとつい最近二、三年の数字を見ますと、二・九%、一・六%、一・四%。公共投資基本計画が四%から五%の伸び率なんです。

数字だけがすべてではありませんけれども、道路の方は今申し上げた数字です。また、鉄道の方の数字で見ますと、〇・五%減ったり、六%ふえた

り、一〇%ふえたり、どこばこなんです。

そこで、公共投資基本計画の中では何なのかと

いうことで代表的な位置づけを申し上げますと、

ちょっとと読み上げますけれども、「人口構成が若く、経済に活力のある現在のうちに、後世代に負担を残さないような財源の確保を前提として、社会資本整備を一層促進していく」、こういう趣旨

であるということなんです。まさにこの趣旨にぴたりなんです。要するに、あるべき事業、やるべき問題は前倒しでどんどんやっていく、こうということ

とで元気づけてやつてあるんだと思うんです。その中に一番趣旨に合う今回の踏切道だと思うんで

すよ。

それが、今申し上げましたように、道路予算でいくと一%、二%の伸び、また、鉄道予算でいくと減つたりふえたりマイナスのときもある、どこば

こになつていて、五カ年計画できちつと計画的にやる形をとつて、いかがでこんなでこばこなことになるのか。もつとも数字だけでお答えいた

だきたいといふことはなくて、もつと計画的なやり方が、またもつと元気の出るやり方があるのではないか。これこそ国民の目から見て事故の防

止、それから交通の円滑化、実生活に非常に密着した、こんなに公共投資基本計画の本来の趣旨に合った事業はないと思うんです。これこそ前倒し

をしてでも計画的に積極的にやるべきだと思うんです。

○筆坂秀世君 この間の踏切道改良促進法によつて、立体交差化や構造改良が進められてきました。

しかし、依然として多くの問題点が残つてゐるこ

ともこれは事実です。ですから、私たちはこの法律を延長することには当然賛成であります。

ありがとうございました。

○筆坂秀世君 結局、立体交差化を基本にしつつ遮断時間を短縮していくということですね。

そこで、踏切警報時間制御装置というものにつ

いて伺いますけれども、これは要するに一回当たりの遮断時間を短縮していく、こう、こういうものであります。しかし問題は、一回当たりの遮断時間を例え

ば九十秒から五十秒前後に短縮するということをやつたとしても、全体としてその踏切の遮断時間が長いということになるとどういうことになる

か。これ同じく読売新聞で書いていますけれども、直前事故というのが非常に多いというんです。直

前事故というのは何かというと、遮断時間が長い、渡り切れないので、いろいろが暮るというので危険を

承知で電車が来る直前に渡るということです。

その結果、事故がどのくらい起こつてゐるかと

いうと、昨年度一年間で五百四十件、死傷者三百七十人、そのうち直前横断をして引き起こされた

事故というのが三百三十五件、全体の六・一%に上つてゐるんです。しかも、過去五年間と比べるとどうかというふえているんです。踏切道改良促進法をつくつて延長もして踏切の改良をやつてしまつたというけれども、直前横断によつて事故はふえてるというのがこれが実態です。これを改めな

きや、遮断時間短縮ぐらいじや問題解決は絶対できないと思うんです。

結局、あかずの踏切問題を抜本的に解消していく、このためには立体交差化を推進していく、こ

れをやっぱり大原則にしていくと、この原則を継

めたんじやこれは事故防止といったってどうにもならないということになるとと思うんです。この点、大臣いかがでしようか。

○国務大臣(龜井善之君) 今御指摘のとおりなかなか警報では難しい、根本的には立体化、これはもうまさにそのとおりでございます。しかしそれは、いわゆる地域の問題、いろいろ協議をしなければならない問題でもございますし、都市計画、そういうものとの調整も図つてまいらなければならぬわけでありまして、今後ともそれのことを見分加味してその促進に努力をしてまいりたい、このように考えております。

○筆坂秀世君 そこで、具体的な問題についてお伺いをしたいと思うんですけど、十六日のダイヤ改正でJR埼京線が貨物路線の線路を使って新宿から恵比寿まで延伸をいたしました。この結果、途中の代々木駅周辺に青山街道、厩道、二つの踏切がありますが、それぞれ朝のラッシュ時の一時間当たりの踏切の遮断時間が、かつては大体七分間だった、それが今二十分を超すということになつてゐるんです。この地域というのは、予備校がいっぱいあって学生がいっぱい通つているところ、オフィスもある両方とも商店街もある。JR東日本の調査でも、朝八時から九時の一時間の間に厩道、青山街道、両方に数千人の通行者があると。

ですから、この延伸計画が九三年に発表されるわけですけれども、渋谷区も渋谷区議会も地元の商店会も地元の住民も、これはもうあかずの踏切になるので、運輸大臣にもJR東日本にもこの計画は待つてくれという強い要請が上げられておりります。

そこで、大臣に伺いたいと思うんですが、もともと踏切道改良促進法というのは一体何がと。あかずの踏切、これだけじゃないですが、あかずの踏切をなくしていく、そのため五ヵ年計画を立ててやろうというのがこの法律であります。今までやってきたわけです。また五年間やろうという

ところが、今JR東日本がこの埼京線でやろうとしていることは、あかずの踏切をなくそうじゃなくて、あかずの踏切をふやしていく、こうということです。

○国務大臣(龜井善之君) いわゆる首都圏の通勤

通学の混雑緩和、この方のことも進めてまいらなければならぬことでもございますし、あわせて、

この計画に基づきましてあかずの踏切立体化、こ

のことも進めてまいらなければならないことでも

ございます。

今、委員御指摘の厩道の踏切、これらにつきま

しては、地元あるいは渋谷区、渋谷区議会、JR東

指導してまいりたい、このように考えております。

○筆坂秀世君 通勤の混雑を解消する、これはも

ちろん大事なことです。そのことを我々は否定す

ることではありません。しかし、だからといって、

あかずの踏切をふやすことが是認されるものでな

いこともこれは明らかです。

ところが、JR東日本の対応というのは極めて

不遜で、私はふまじめなものだと思うんです。問

題解決のために、大臣も御存じのように、JR東

日本の大崎までの延伸計画もあると、このようには

私ども聞いておらないわけでありまして、踏切の遮断時間が増加する、このことは委員御指摘がございましたけれども、当面は埼京線の恵比寿ま

で、先ほどお話を申し上げましたが、でき

ます。今、渋谷区あるいは区議会、地元、JR東日

本、この三者の懇談会、こういう中でそれらが解

決に向かって進められることを期待し、また東

日本にも指導してまいりたい、こう思ひます。

○国務大臣(龜井善之君) 委員、いろいろ御指

導をしないと、遮断時間を幾ら短縮したって列車

本数がふえれば全体として遮断時間はふえちゃう

んですけど、いかがでしようか。

○筆坂秀世君 この問題について言いますと、

立体交差化は技術的には可能だと言われているん

です。今月の十五日にも地元でこの問題について

の説明会が行われました。先ほど言いました渋谷

区が検討している七案とJRとの間の質疑応答も

行されました。私はその内容を関係者からも伺い

ましたが、結論的に言えば、一部地下化による立

体交差化は技術的には可能だということなん

です。それはそうで、よほどのことがない限り今の

技術をして不可能なんということはないですよ。

じやどこがネックになつていてるかというと、費用負担の割合なんです。費用負担割合をどうするか

正で恵比寿まで延ばしてしまったわけですね。全く

一方的です。話し合っているけれども、腹の中で話は話し合う気なんか全くなき。アリバイづくりみたいなのです。この間、JR東日本がやつたことは、さつき言つた警報時間制御装置を取りつけただけです。こんなことで問題解決しないことは、別に埼京線だけじゃないでしょから、あるいは全国に鉄道会社はいっぱいあるわけですから、結局あかずの踏切をふやしていく、この解消は進まないということになつていかざるを得ないと思

うんです。

ですから、当面遮断時間を短縮させるというこ

とと同時に、だつて立体交差化をあしたからやれ

るといふ可能性だつてあると思うんです。

私は、こんなJR東日本の不誠実なやり方、こ

というところが問題になつてゐるんです。運建協定、運輸省と建設省の協定がありますけれども、高架化については費用負担の割合というのが運建協定の細目協定で一応決まつてゐるんですね。ところが地下化については何にも決まってないんです。地下化についてはこの運建協定でどう書いているかというと、「地下化の場合にあつては都市計画事業施行者と鉄道事業者とが別途協議して定める」と要するに何にも決まっていないということですね。「協議して定める」ということになつてゐるんです。

ですから、一部地下化でやれば立体交差は可能なんだけれども、この費用負担の割合が、例えばJR東日本が幾ら持つのか、国が金を出すのか出さないのか知りませんが國が幾ら補助するのか、これは全く決まってない。そのため、これはどこでもそうなんだけれども、地下化で立体交差は技術的に可能だけれども、実際にはこの費用負担の割合がはつきりしていないために進まない、そしてあかずのんです。

しかし、東京のような大都市で過密のところでそうそう簡単に立体交差といったてこれは限界があります。ですから、どうしたって地下化といふのはある程度避けられないと思つんですね。そつであるなら、運建協定でこの地下化についても費用負担の割合をどうするのかということをこれもう早急に検討していかないと、都市部での交通の円滑化とか事故の防止などとかいう問題に私は対応できなくなると思うんです。この点はいかがなんでしょうか。

○政府委員(梅崎壽君) 鉄道を地下にすることによりまして連続立体化を図る場合につきましては、個々の事業によりまして地下の構造が著しく異なりますのでそういう点が一つあること、それから、事業が完了した後の跡地となります鉄道用地をどう使うか、この土地利用の形態がやはり著しく異なりますので、一律に協定で定めるのは困

難であるということから、現在の協定では費用負担割合を個別協議としておるところでございます。私どもとしましては、事業を円滑に進める上では今後とも、個々にやはりそれぞれの具体的なケースに応じまして個別に費用負担割合を定めていくのが現実的であると考えております。

○筆坂秀世君 これはちつとも現実的じゃない。現実的じゃないからちつとも進まないんです。個別協議で現実的に進むのなら、あかずの踏切なんかなくせますよ。だつて、高架化については基準を決めているじゃないですか。

もし一律に決めるのが難しいというなら、少なくとも運輸省としては腹ぐらいで持つてなきや。そして、例えばJR東日本なり渋谷区なり、自治体でも鉄道事業者でもどつちでもいいですよ、地下化での立体交差をやりたい、運輸省さんどうなんですかという相談があつたときには、運輸省としてはこう考えるというものを示して、後はそれは当事者の協議ということがあつてもいいかもわからない。しかし、少なくともその腹を示さなきや、白紙でやつてくださいといふんじゃ、これは協議が進むわけないんです。

何でかといつたら、JR東日本は困らないんですよ。鉄道をとめる踏切なんかないんですよ。踏切といふのは人と自動車をとめているんですよ。だから、JR東日本がダイヤさえ決めれば勝手に通ればいいんだから。四十分もけしからぬと、反対に踏切つけでやろうなんて、そんなことをしてやる人はいらないんだから。当たり前でしよう、腹痛まないよつだから、鉄道事業者は絶対に。そんなもの、協議に任せればまとまるわけがないですね。

○政府委員(梅崎壽君) やはりこの地下化のケースというのはそつたくさんあるわけじやございませんし、先ほど申し上げましたように跡地の利用

の形態等々、やっぱり個別的に相当違うケースがあると思います。したがいまして、受益の程度もそれぞれやっぱり違つてきますし、それから御指摘の今のケースで申し上げますと……

○筆坂秀世君 話し合いぐらいぢやんと誠実にやりなさいといふぐらいは言いなさいよ。

○政府委員(梅崎壽君) 継続勾配が大変きついといふことでございまして、列車の運行がなかなか困難になるという問題がございます。したがつて、地下の道路であるとか、あるいは新宿駅をこのままの状態でやるといひたしますとそういう問題がござります。それから、地下の道路であるとか新宿駅の改良を行うということになりますとこれが大変な問題になりますので、やはりこういったケースにつきましてはそれぞれ当事者の間で費用負担を相談していく、仮にやる場合につきましてはそれをやつぱり当事者間で進めていくたゞくということがまず基本であろうと考えます。

○筆坂秀世君 そういう指導はするんですか。

○政府委員(梅崎壽君) 先ほど大臣も御答弁で申し上げましたとおり、現在、渋谷区あるいは渋谷区議会、JR東日本の三者の懇談会が設置されております。この懇談会におきましてさらなる改善策につきまして協議の促進が図られるよう、私も東日本を指導していきたいと考えております。

○筆坂秀世君 終わります。

○中尾則幸君 参議院フォーラムの中尾でござります。

今回踏切改良促進法の審査に際しまして、私も、明治五年の新橋—横浜間の鉄道開業時、踏切が一体何ヵ所あつたんだろうということを調べましたが、ちょっと調べて尽くせませんでした。ただ、踏切に対する注意といいますか啓発については若干資料が見つかりました。開業の三日前に当時の東京府が、これ踏切道と言わないので横切り道と言つてたらしくて、東京横浜間鉄道横切道通行ノ者心得方という通達を出していたということがわかりまして、当時から踏切に対する安全対策

を呼びかけていたんだなということがわかりました。

さらに、先ほど大臣から御説明ありましたけれども、関係各省庁あるいは地方自治体の御努力で踏切事故の発生件数が年々少なくなっています。大変喜ばしいことでございますが、まだ油断はできないし、改良していかなければいけない部分がたくさんあるかと思います。平成六年度の踏切事故の発生件数でございますが、単純に数字で比較しますと、これは昭和二十年から二十五年の件数であるということがわかりました。昭和二十年、自動車保有台数がわずか十四万台のことろが自動車の踏切事故件数が四百三十八件でござりますから、かなり努力されているなということですますから、ますます事故の発生がなくなるように努力していただきたいと思います。

前書きはそのぐらいにしまして、本日私は、特に積雪寒冷地における踏切道の保安設備の改良、改善策について伺いたいと思います。

私ども地元であります北海道を調べましたら、これは昨年度の実績でござりますけれども、十二月から二月、いわゆる積雪寒冷期間三ヶ月で踏切事故が九十九件発生しております。これは全体一年間の四九%ですから、半分がこの冬場に集中しているわけでございます。

一つ事故の例を挙げますと、ことし一月十二日、北海道のJR日高線の踏切で列車とダンプカーが衝突しまして乗客四十八人が重軽傷を負つておられます。この事故の原因でありますけれども、ダンプカーは踏切に差しかかったところでいわゆるアイスバーンのためにスリップしたと見られています。こういう事故が大変多いわけです。

そこで、運輸省それから建設省さんも呼んでおりますけれども、お伺いしたいんですが、このスリップ防止対策にどのように取り組んでいるか。とりわけ道路、路面を解かしていくロードヒートイング化、これについては大変有効な対策だと叫ばれているんですけどがなかなか進まない。この点について、運輸省それから建設省、どのようにお考

えになつてゐるかお伺いしたいと思います。

○政府委員(梅崎壽君) ただいま御指摘のロードヒートティング化でございますが、積雪地域の踏切道におきますスリップ事故防止という観点から試験的に実施している例がございます。現在の状況では、JR東日本におきまして一ヵ所、JR西日本におきまして六ヵ所という実施の例がございます。

これにつきましては、発熱方式で行うものにつきましては、列車、自動車などの通行に伴うニクロム線の断線対策などの構造上の工夫が必要となること、それからヒートパイプ方式につきましては、ボイラなどを設置するための用地の確保、それからそのような施設のメンテナンスなどにつきましてさらに検討が必要だというように私ども考えております。

○説明員(木下博夫君) 道路事業といたしましては、おっしゃったような踏切道に限らず積雪寒冷地域におきます冬期の除雪とかあるいは防雪、凍結防止ということいろいろ幅広くやらせていただいておりますが、御質問のございました踏切道前後のロードヒートティングにつきましては全国で道路管理者が二十九ヵ所やらせていただいております、ちょっと数が少のうて恐縮でございますが、そのうち、北海道が二十六ヵ所と報告されております。

我々、これで十分とは決して思つておりません。先ほど運輸省からもお答えいただきましたように、それぞれの効果等も考えますと委員の御質問のありましたロードヒートティング以外にもいろんな方法がまだあるかと思ひますので、そういう意味での技術開発も含めましてさらに我々も取り組んでまいりたいと思っております。

○中尾則幸君 先ほどの横尾先生の御質問でありますけれども、後ほど聞きますけれども、建設省の道路予算と運輸省の予算は本当に天と地ほどの差がござりますので、建設省はひとつその点を踏まえてよろしくお願ひ申し上げたいと思います。

今お答えありましたけれども、私は二十七ヵ所と承知しておりますが、二十六ヵ所ということがございます。これはまだたくさんやらなきやい

でございます。これはまだたくさんやらなきやいけないところがあるんです。

それで運輸省に伺いますけれども、そういう踏切に差しかかる、いわゆる平板でないところはどうしてもスリップを起こしやすい、こうした危険箇所の点検ですね、これについてやっぱり早急に

実態を把握する必要が私はあると思うんです。平成六年の七月、一昨年ですか、全国の実態調査をやっていると、しかしこういった項目もつけ加えるべきじゃないかと思うんですが、簡単にお答え願いたいんです。

○政府委員(梅崎壽君) 寒冷地におきます積雪時の踏切事故に関しまして、事故の原因であるとか積雪の状況であるとかあるいは列車の本数、自動車の交通量、接続する道路の勾配、幅員、こういった対策も大変必要だうと思うわけでございます。

○中尾則幸君 ロードヒートティング化、これも重要な対策でございますけれども、踏切内の舗装のゴム化対策も大変必要だうと思うわけでございます。

ここでもう一件事例を挙げたいんですけど、これは一九九〇年、平成二年一月八日の事故でござります。大変悲惨な事故でございました。一月八日、同じく北海道のJR室蘭本線の踏切事故について

ちょっと御説明申し上げたいと思います。一家五人乗った乗用車が、アイスバーン状態だった踏切内でスリップしたわけです。脱出できないまま

なるという大変悲惨な事故が発生いたしました。

当時の状況をちょっとまとめてみますと、現場は直線の線路と町道が直角に交差していく見通しのよい踏切であった。傾斜もほとんどない。いわゆる警報機、遮断機つきの踏切であったと。この

事故の状況をまとめてみると、遮断機がおりかかるのは、あるはおりて、おりかかる直前か

その状況のときに乗用車がブレーキをかけなか

ら踏切内にスリップして進入してきた、こう思

れるわけでございます。

踏切は、警報機が鳴ると六秒後に何か遮断機がおりるということを聞いていますが、時速百キロの特急列車がその警報機が鳴った後その踏切の現場に何秒後に到着するか、大体これは約三十秒後に到着すると。つまり、踏切の中でスリップしたこの一家五人を乗せた乗用車が三十秒以内に脱出しなかつたら、こうした悲惨な事故につながるということがわかりました。

もちろん踏切事故、安全はドライバーのまず自己責任というのは当然あらうかと思いますけれども、しかし、こういた状況は何としても踏切内の改良事業等で少しでも減らしていくんじやないかというのが私の指摘でございます。

さて、この踏切舗装のゴム化について、運輸省は鉄道事業者とともにどういうふうに推進していくのか伺いたいと思います。

○政府委員(梅崎壽君) 踏切舗装の硬質ゴム化の問題でございますが、積雪地等のJRの踏切においては鐵道事業者とともにどういうふうに推進していくのか伺いたいと思います。

○政府委員(梅崎壽君) 踏切舗装の硬質ゴム化の問題でございますが、積雪地等のJRの踏切においては鐵道事業者とともにどういうふうに推進していくのか伺いたいと思います。

うち、JR北海道におきましては約五百七十カ所と承知しております。これにつきましては、除雪時間が大幅に軽減されるといったような効果があるとともに、スリップの事故が防止されるということで効果が認められております。

私どもいたしましては、道路管理者と連携を図りながら、この硬質ゴム化を含め適切な事故防止の対策を講ずるよう、今後とも鉄道事業者を指導してまいりたいと考えております。

○中尾則幸君 今御説明のあつたそのデータ、データのとる時期によつてちょっと違うですが、昭和六十二年度でゴム化しているところが六十五ヵ所、列車をとめた事故が十二件ありました。それで、うち二件が実際に列車と衝突しているわけです。ところが、今鉄道局長からお話をあつたように、平成六年度になりますと五百七十九ヵ所いわゆるゴム化していると、列車をとめた事故が三件に減つてゐるわけです。そして列車に衝突した事故の件数がゼロと、非常に効果があらわれてゐる

わけでございます。

それで、運輸省と建設省で昨年九月ですか、マルチモーダル推進協議会をスタートさせたと聞いております。この推進協中の中で、踏切交通安全あるいは踏切交通円滑化対策を話し合う分科会を設置したやに聞いておりますが、あかずの踏切対策が中心だというふうに伺っておりますけれども、こうした踏切内あるいは周辺のアイスバーン、スリップ事故対策についてもこれはぜひ検討課題につけ加えていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○政府委員(梅崎壽君) 昨年の九月に確かに私も建設省との間で、マルチモーダル推進協議会の一環いたしまして、踏切道をおきます諸問題について検討を進めるための分科会を設けたところございます。この分科会におきまして、今後、積雪寒冷地域におきます踏切道の安全対策につきまして、地域の実情に即した課題の一つとして両省協力しながら検討を進めてまいりたいと考えております。

○中尾則幸君 ゼひ検討を進めていただきたいと思います。次に、踏切内に何らかのトラブルで先ほどの事故のようにとまつてしまつた車を自動的に検知して、接近中の列車に信号を送るなり知らせるという有効な装置があるようでございます。大型支障物検知装置といふことだそつてございます。その中でレーザー式とループ式があると言われていて、それから、これはどれだけ費用がかかつてどういった効果があるのか、簡単に御説明願いたいと思います。

○政府委員(梅崎壽君) 踏切障害物検知装置は、自動車が踏切の中で落輪したりあるいはエンストとすることで動けなくなりました場合に、これを自動的に検知いたします。特殊発光信号または赤信号を標示することによりまして踏切に向かう列車を停止させるという装置でございます。

これには、先ほど先生御指摘のとおりレーザー方式、ループ方式というのがございますが、その

費用につきましては、レーザー方式は一踏切道当たり約七百五十万円、ループ方式は一踏切道当たり約九百万円といふに聞いております。

○中尾則幸君 このレーザー方式、ループ方式ですか、これは高速運転区間やトラックなど非常に交通量の多い踏切に大変有効だというふうに聞いておりますが、費用がなかなか、一ヵ所平均七百五十万円あるいはループ式が九百万円と、これは大変な事業者負担になるんですが、これすべて鉄道事業者の負担になるわけですか。

○政府委員(梅崎壽君) この踏切障害物検知装置につきましては、鉄道側が踏切道を優先して通行を講すべき責務が第一次的には鉄道事業者にあるという実態から、安全確保のための措置としているところでございます。

○中尾則幸君 踏切道の整備に関する、運輸省の今回予算措置は二億四千万という先ほどの質疑でよろしいんですね。であればその二億四千万、補助対象事業というのは一体どんな事業があるんですか。

○政府委員(梅崎壽君) これは法律に基づきまして保安設備を整備する場合の補助でございまして、自動遮断機あるいは踏切の警報機を整備する場合の補助でございます。

○中尾則幸君 さきの運輸委員会で大臣にもお答えいたいたんだですが、これは第一義的には踏切道の安全確保、保安対策をするというのは鉄道事業者であるということは今の御説明でもわかりましたが、さきの運輸委員会でも説明しましたが、JR三社、JR北海道、四国、九州の経営状況の悪化は私も御質問いたしました。特に、JR北海道の赤字は今回の値上げでも追いつかなくなぐらいに大変経営が厳しく圧迫されているということござります。何よりも経営安定基金、これ七・三%の利率のところ、今はもう超低金利時代で年間百億円ぐらいいわゆる欠損といいますか見込み違いますか、大変四苦八苦しているわけです。

○委員長(寺崎昭久君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、岡部三郎君が委員を辞任され、その補欠として橋本聖子君が選任されました。

今回、踏切保安設備の投資は一体どのぐらいありますか、安全対策のこれを投資しているだけでござります。私が心配するのは、こうした経営環境が大変厳しい中で、やっぱりないそでは振れなくなってしまって、どうしてもこちらの投資が鈍つてしまつて、どうしてもどちらの投資が鈍つてしまつて、どうしてもどちらの投資が鈍つてしまつて、どうしてもどちらの投資が鈍つてしまつて、どうしてもどちらの投資が鈍つてしまつて、どうしてもどちらの投資が鈍つてしまつて、どうしてもどちらの投資が鈍つてしまつて、どうしてもどちらの投資が鈍つてしまつて、どうしてもどちらの投資が鈍つてしまつて、どうしてもどちらの投資が鈍つてしまつて、どうしてもどちらの投資が鈍つてしまつて、どうしてもどちらの投資が鈍つてしまつて、どうしてもどちらの投資が鈍つてしまつて、どうしてもどちらの投資が鈍つてしまつて、どうしてもどちらの投資が鈍つてしまつて、どうとしてもなかなか使つていけないということがどうしても実際問題として起きくるんじゃないかということが心配でございます。

原則事業者負担とは今聞いておりますが、第三セクター方式は北海道にもありますが、ちばく高原鐵道という第三セクター方式の地方鐵道、あるいはJR北海道など大変經營基盤が厳しい、そういう鐵道事業者に対して、私はもう安全対策の面からも支援策が必要でないかなと思うんです。建設省さんたくさんお金を持つのですから、私はあえて答えはいただきませんけれども重々やつぱりそこら辺を検討していただきたい。

さて、この安全対策に対する支援について大臣の御見解を伺つて、私の質問を終ります。

○国務大臣(鶴井善之君) JR北海道、大変いわゆる經營の厳しい中でありますし、踏切事故防止対策、安全対策を推進し、安全の確保に努めていただいておるわけでもございます。そういう中で国といたしましても、それぞれ指定をいたしましたところがござりますけれども、このようになりますけれども、どのようにこのことについて言つておられるわけでございます。

この踏切の遮断機の折損事故が依然としてこうして多いということについて、トラックなどの遮断機の折損事故の状況が大変よく目につくわけでござりますけれども、どのようにこのことについて調査をしていらっしゃいますのでしょうか、お伺いいたします。

○政府委員(梅崎壽君) ただいま御指摘の遮断機の折損事故、私ども遮断桿の折損と申しておりますが、これ平成六年度におきましてはJR東日本で約五千件、それからJR東海で約一千件、それからJR西日本で約四千件発生しているといふふうに聞いております。

○栗原君子君 それで、ここで言われることは運転手のモラルが原因ではなくうか、こうだれでも思つておりますが、無理な踏切内への進入が原因でありまして、運転手に対するモラルの向上は欠かせないものでありますから、そういうふうに思つてはどのようにこの間、運転者に対してのモラルの向上のための啓発活動などをしていらっしゃるのか、お伺いいたしたいと思います。

○政府委員(梅崎壽君) 鉄道サイドの方から申し上げます。

○栗原君子君 新社会党・平和連合の栗原君子でございます。私は、本件にかかわって、とりわけ踏切の事故について、これを中心に幾つか質問をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

まず、これはことしの三月十八日の新聞で報道されたものでございますけれども、JR東日本戸支社はこのほど一九九五年の管内の踏切事故発生状況をまとめた、こういうことから始まつておりまして、この水戸支社が報告した中には、踏切の死傷件数は五十四件増の二百八十件、そして遮断機の折損は十五件増の四百三十六件となつております。そして踏切内の無理な進入が大変多い、こういったことを言っております。そしてまた、最近の場合は列車内の乗客にも死傷者が出て、こう悪の場所には列車内の乗客にも死傷者が出る、こういったことで大変危険な状況であるということを言つておられるわけでございます。

この踏切の遮断機の折損事故が依然としてこうして多いということについて、トラックなどの遮断機の折損事故の状況が大変よく目につくわけでござりますけれども、どのようにこのことについて言つておられるわけでございます。

運転教習の現場である指定自動車教習所というところがござりますけれども、ここにおいて学科教習それから技能教習、いずれの教習におきましても、教習カリキュラムの内容といたしまして踏切の通過というものを盛り込んでおります。具体的には確実な一時停止であるとか安全確認と通過の仕方、あるいはまた踏切内で故障した場合の措置などについて教習をいたしております。これらにつきまして単なる知識を教えるということではなく、具体的な運動行動として実際に現場で実践ができる、そういう教習を実施しておりますところでございます。

○栗原君子君 道路交通法の中に踏切について第五節に書いてあるわけでございますけれども、その中の三十三条には、踏切の直前ではどうしきる云々といふ書いてあるわけでござりますね。それから、同じくまた道交法の百十九条について罰則規定も書かれているわけでござりますけれども、その中の三十三条规定によるとドライバーとして当たり前のことなんですねけれども、だけれども結局無理な進入があるということになつておられるわけでございましてね。それから、罰則規定も書かれていますね。それから、罰則規定も書かれていますね。

とりわけ、この罰則の規定のところには、三カ月以下の懲役または五万円以下の罰金ということになつております。これが大変軽いのではないか。遮断桿が一本折れましたとしても、取りかえをする

場合に竹ざお一本だけでしたらそんな金額にはならないにせよ、そこへやはり作業の人たちもかかわっていくし、いろいろ交通整理もしなきやいけない。そういうこともありますと、この罰則規定が緩いのではないか、そういう声もあるわけでございますが、このことについてはどのようにお考えになつていらっしゃいますか。

○説明員(小池登一君) 御説明を申し上げます。

今、委員がおっしゃいましたとおり、道交法の三十三条に踏切通過に関する規定がございます。

今言われた「三月以下の懲役又は五万円以下の罰金」という条項でござりますけれども、これは車両等が踏切を通過しようとするときに踏切の直前で停止をしたり安全であることを確認した後でなければ進行してはならない、この規定に違反をした場合であるとか、あるいは踏切の遮断機が閉じようとしているとき、あるいは遮断機が閉じている間、さらにまた踏切の警報機が作動している間、この場合には踏切に入つてはならないという規定がございますけれども、これに故意に違反した場合、この両者の場合につきまして「三月以下の懲役又は五万円以下の罰金」という条文が百十九条で規定されておるわけでございます。

委員御案内とのおり、我々が所管をしております道交法違反の法定刑につきましては、もちろん他の刑法と同じようにその違反行為の悪質性であるとか危險性、そういうものを勘案して定められておるところでございます。したがいまして、こうした法定刑を見直す場合におきましては、もちろん他の道交法の規定それだけにとどまらず、他の刑法との法定刑のバランス等々も十分考慮して、違反行為の発生状況、さらにまた実際の科刑状況に至るまで考慮いたしまして、幅広い検討をした上で規定をする必要があると考えております。

具体的に、この三十三条違反の法定刑の問題につきましても、そういった観点から今後幅広く考えていく中で判断していく必要があるものと考えております。

○栗原君子君 それでは次に、踏切のこうした問

題の最大の課題は、先ほども同僚の委員から質問されておりましたけれども、立体交差化事業にあらわると思うんです。これはいつになつたら終わるのかという気がするわけでございまして、今回で七回法律の改正をやるわけでござりますけれども、どうした面では期限立法だからやりやすいんだと

いう声も聞くわけでございますが、なかなか事が運ばないといった感が私たちの中にはあるわけでございます。

そこで、立体交差化事業が必要な数と、そしてまた今年度の事業費はどのくらいになつておりますか。

○栗原君子君 今年度でもよろしいですし、また当面、来年度キロ数にしたらどのくらいの計画があるのか、少し教えてください。

○説明員(木下博夫君) 先ほど他の委員にもお答えいたしましたが、私ども担当しております踏切道対策の大半は立体交差化事業でございますが、

數字的には先ほども申し上げましたように、全体で約千八百億円余の事業費でやつております。

御案内のとおり、これは大変御要望の強い事業でござりますから、建設省の中でも最近は重点的

な事業として予算の中でも重きを置いてやらせていただいていますが、何せそれぞれの事業が、例えは連続立体交差事業になりますと約三百五十億

円ぐらい、一カ所当たりの平均値でございますが、

というふうなお金になりますので、今おっしゃられたように、なかなか進まないじゃないかという御不満に対しては大変我々も心を痛めております

が、過去に十年間ぐらいたりまして交差化事業によります踏切の除去状況を調べてみます

と、全国で約四千カ所ぐらいは踏切が直つておりますので、ぜひこの勢いを今後とも続けながら御要望の強い事業として取り組んでまいりたいと思つています。

具体的に今後何年ぐらいでどのくらいかとい

ますと、先ほどこれも運輸大臣からお話をございまして、清

算事業団は国鉄時代の二十八兆円に達する長期債務の問題、そして解決の糸口として、先ほど言いました土地とか株の売却を考えておられるわけでござります。

○栗原君子君 いるところがまさに踏切でござりますから、これ

はこれからの都市の発展とも関係するわけでござりますが、いずれにせよ、せつかの都市交通が、そういうことで両者の間で整合がとれた事業をやることによってその効果が上がるという意味で、この連続立体交差化事業を含めましての交差化事業をしっかりとやってまいりたいと思っております。

○栗原君子君 今年度でもよろしいですし、また当面、来年度キロ数にしたらどのくらいの計画があるのか、少し教えてください。

○説明員(奥野晴彦君) 先ほど御説明のありました中での連続立体交差事業について御説明申し上げます。

連続立体交差事業は、鉄道の一区間を立体化することによりまして多数の踏切を一挙に除却し、そのことで踏切での交通渋滞ですとか事故の解消を図るという効果がござります。また、それ

にあわせて分断されている市街地の一体化に資する事業でもありますと、平成七年度には箇所数にいたしまして全国六十八カ所で連続立体交差事業を実施しております。

この延長でございますが、過去五年間、平成三年から七年までの五カ年間で約八十二キロメートル完成させております。年によつて多い年少ない年ございますが、平均いたしまして十六キロ程度という完成延長がございました。

以上でございます。

○栗原君子君 ここでちょっと私、今立体交差化事業をやる場合に、民家などが立て込みますと大変難しいということは理解をされるわけでござります。

そこで、実はこれは昨年の十一月十九日の新聞の報道の中に、旧国鉄の債務が二十八兆円ある、そしてこの土地とか株の売却が進まない、こうい

ます。そこで、実はこれが昭和六十三年と平成元年の閣議決定に基づいてなされているものであるということは承知

いたしておりますけれども、保有する土地の売却をいたおります。

○栗原君子君 最後に、建設省の方にちょっとお伺いいたしたいと思いますけれども、道路予算は運輸省の公共交通予算と比べまして相対的に潤沢な状況にあるのではないか、こう思うわけでござります。それで、新しい都市づくりの関連もあり

まして、今後は立体交差化事業費の配分等について優先的に事業費の確保を行っていくことが必要ではないかと思うのですけれども、建設省ではどのようにこのことを考えていらっしゃるかお伺いいたします。

○説明員(木下博夫君) 先ほどから再々建設省の予算が大変多いという御指摘が出ておりますが、そもそも予算の事業の中身とかその他をまた比較していただきたいと思いますが、ただ御質問がございましたように、大変こうした連続立体交差化事業に対する御要望が強いことも先ほど来再々私がお答えしておりますけれども、我々も身につまされておりました。限られた予算でござりますけれども、その効果ができるだけ上がりますように、それぞれの地域の状況ござりますので、すべて連続立体でやるのがいいのか、あるいはもう少し簡易で予算も少なくても効果が上がる方法もあろうかと思いますが、各地域の事情に応じましてやつてまいりたいと思っておりますが、連続立体交差化事業が建設省道路予算の中の最重要課題であるということは改めてお答えしたいと思っております。

○栗原君子君 終わります。

○委員長(寺崎昭久君) 他に御発言もないようですから、質疑は終局したものと認めます。よこれより討論に入ります。——別に御意見もないうようですから、これより直ちに採決に入ります。踏切道改良促進法の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

○(賛成者挙手)

○委員長(寺崎昭久君) 全会一致と認めます。よべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(寺崎昭久君) 御異議ないと認め、さよ

う決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後三時二十一分散会

三月二十六日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、踏切道改良促進法の一部を改正する法律案

踏切道改良促進法の一部を改正する法律案

踏切道改良促進法（昭和三十六年法律第百九十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項及び第二項中「平成三年度」を「平成八年度」に改める。

附 則

1 この法律は、平成八年四月一日から施行する。
(経過措置)

2 この法律の施行前にした改正前の第三条第一項又は第二項の規定による踏切道の指定は、改正後の同条第一項又は第二項の規定に基づいてしたものとみなす。

三月二十六日本委員会に左の案件が付託された。
(予備審査のための付託は同日)

一、踏切道改良促進法の一部を改正する法律案

平成八年四月五日印刷

平成八年四月八日発行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

T